

令和5年度 第1回 佐渡市地域包括ケア会議について

【地域包括ケア会議とは】

地域包括ケア会議は、高齢者等の地域の人々や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケアの推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアシステムを構築するための重要な一つの手法であり、地域ケア個別会議による個別ケースの支援内容の検討により抽出された地域課題を共有し、地域づくり、資源開発ならびに政策形成につなげることを目指します。

なお、佐渡市地域包括ケア会議は佐渡市の懇談会となり、審査、審議、調査等を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として位置づけられています。会議における意見や成果は「担当圏域包括ケア会議」および「地域ケア個別会議」へフィードバックするとともに、必要に応じて附属機関として設置される佐渡市高齢者等福祉保健審議会へ上程し、政策形成や施策化・事業化を図ります。(別紙「佐渡市地域ケア会議の体系図」参照)

【会議の機能・目的】

地域ケア会議は主に5つの機能を有しています。(別紙「地域ケア会議の機能」参照) これらの機能はそれぞれ関係し合い、循環しながら地域包括ケアを推進していきます。

本日は、この5つの機能のうち、「(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能」、「(4) 地域づくり・資源開発機能」および「(5) 政策形成機能」により、各地域で開催された担当圏域包括ケア会議で検討された内容から、担当圏域を超えたより広域なネットワークの構築や、佐渡市全体の取り組みとして地域づくりや資源開発などを進めるための施策や事業の立案・実施に向けた検討を目的として開催します。

【本日のテーマ（概要）】

本日の佐渡市地域包括ケア会議は、「佐渡市における認知症支援の取組み」をテーマとしました。令和5年7月10日、厚生労働省より「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が発出されました。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができるよう認知症施策を推進していくことに加え、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら生活する共生社会の実現を推進するものです。

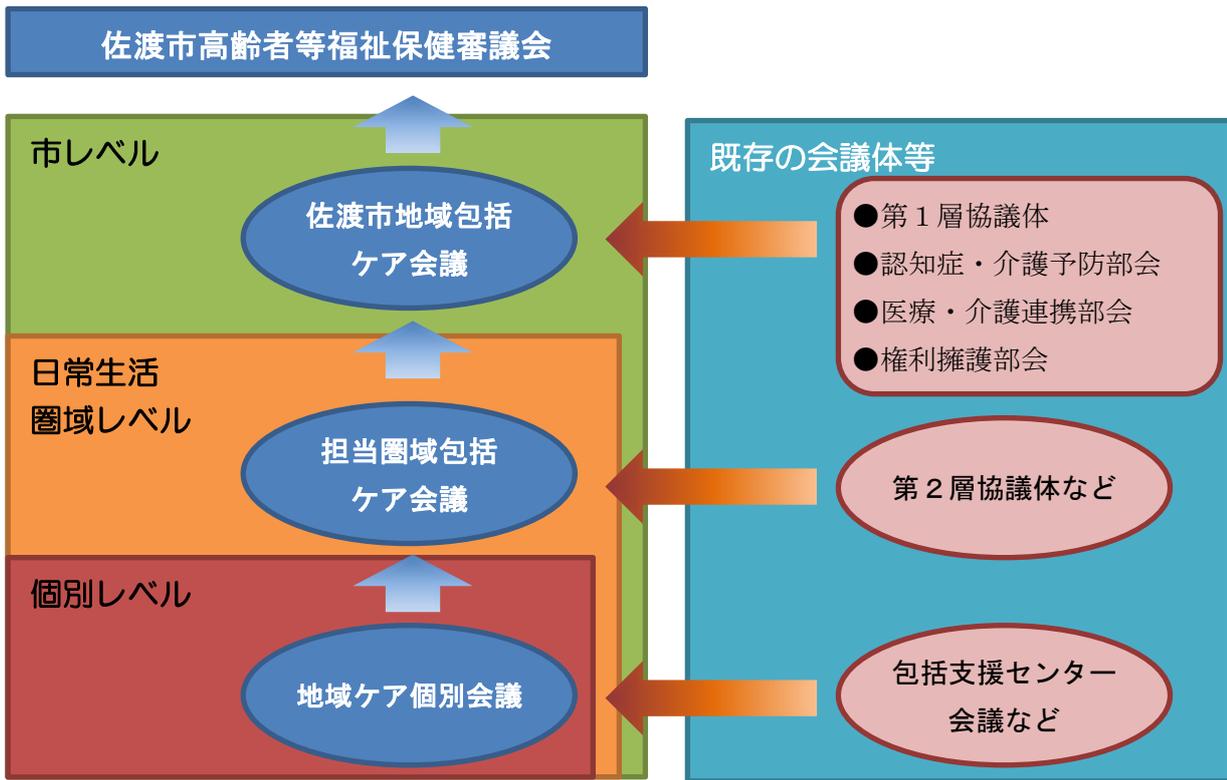
佐渡市においては、令和元年度の在宅介護実態調査において、もっとも不安に感じる介護として「認知症への対応」が挙げられました。市として、認知症に対する市民の理解

を深めるとともに、認知症予防や地域でともに支えあう支援体制を充実させる地域包括ケアシステムを推進させていくこととしています。

市では認知症ケアパスの改訂や認知症支援の普及啓発活動等進めています。また各地域包括支援センターも、それぞれの地域課題の解決に向けてリーフレットや支援ツールの作成など取り組みを進めてきました。

そこで、地域課題や取り組みを共有いただくとともに、佐渡市全体の取り組みとして発展させていくために、それぞれの団体・お立場からのご支援やご協力、ご意見等をお願いします。

【佐渡市地域ケア会議の体系図】



レベル	主催	会議名	目的	開催頻度	会議の機能				
					個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	政策形成
市	佐渡市	佐渡市地域包括ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の把握 ・地域づくり・資源開発や政策形成および施策・事業化に向けた検討 	年4回		○	○	◎	◎
日常生活圏域	地域包括支援センター	担当圏域包括ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとの地域課題の把握・整理、解決策の検討 	年2回	○	◎	◎	◎	
個別	地域包括支援センター	地域ケア個別会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別課題の解決 ・ケアマネジメント実践力の向上 ・地域課題の発見・把握 	随時	◎	◎	○		
	佐渡市	介護予防のための地域ケア個別会議	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自立支援・重度化防止の観点からケアマネジメントの質を向上 	年10回					

(1) 個別課題解決機能

個別ケースについて多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことにより、対象者の問題解決を支援するとともに、そうしたプロセスを通して地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決力の向上を図り、自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高めます。

なお、地域ケア会議で取り上げる個別ケースについては、支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケース、あるいは地域の課題だと考えられるケースなどが対象になります。必ずしも困難事例とは限りません。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

個別ケースの検討を通じて、個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が明らかになるとともに、課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことによって、連携が強固かつ実践的なものになります。同時に、ネットワークの構築が必要だと考えられる機関や人々、および不足している社会資源が明らかになります。

(3) 地域課題発見機能

個別ケースの検討を通じて、その背後にある同様のニーズを抱えた要援護者やその予備軍を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

発見された課題に対しての解決策・改善策を検討するプロセスのなかで、関係機関の必要な取り組み・役割等を明らかにするとともに、必要に応じて新たな資源開発や地域づくりに向けた検討も行います。

(4) 地域づくり・資源開発機能

個別課題の検討を通じて、地域で不足する資源や仕組みを開発していく機能です。インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域ケア会議を通じて関係者・グループに働きかけることで、地域に必要な資源を創出していきます。

(5) 政策形成機能

地域ケア会議により発見された地域課題の解決に向けて、優先順位や利用可能な地域資源等を検討し、解決のための政策等を立案したり、地域包括支援ネットワークの構築や地域づくり・資源開発を進めるための施策や事業の立案・実施につなげていきます。